

交付規程第8条十四に『価格が50万円以上の機械及び器具、並びに大臣が定める財産』とあります。50万円以下であっても、補助事業により取得したCO2削減に寄与する財産は、大臣が定める財産に該当しますので、本補助事業で取得した財産はすべて、『取得財産台帳』で管理してください。

取得財産等管理台帳
(令和3年度)

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所
(記載例1) LED照明器具交換工事	P社 XL*****	一式 (10台)	180,000	180,000	2021.10.10	15	工場棟
LED照明器具交換工事	P社 NY*****	一式 (5台)	550,000	550,000	2021.10.10	15	工場棟
LED照明器具交換工事	M社 MY*****	一式 (5台)	175,000	175,000	2021.10.10	6	事務棟
<p>器具代の他、工事費、諸経費を含んだ財産名・金額としてください。 異なる耐用年数・異なる設置場所は、それぞれ記載ください。 取得年月日は、注3のように検収年月日(受渡日)としてください。</p>							
(記載例2) LED照明器具交換工事 (P社製)	XL*****	10台	18,000	180,000	2021.10.10	15	工場棟
LED照明器具交換工事 (P社製)	NY*****	5台	110,000	550,000	2021.10.10	15	工場棟
LED照明器具交換工事 (M社製)	MY*****	5台	35,000	175,000	2021.10.10	6	事務棟
<p>照明器具ごとの記載でも良いです。1台ごとの単価とする場合、見積書の工事費・諸経費は一式表記の場合、1台毎に按分して単価を算出してください。</p>							

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業)交付規程第8条第十四号に規定する処分制限額以上の財産とする。

- 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 取得年月日は、検収年月日を記載すること。